

# ニュースレター

NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会



26号 2017.1.20

2017

## 今年も「安全で安心な保育」を！

NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会 理事長 水嶋昌子

新しい年、2017年が始まりました。昨年本協議会に多くのご支援・ご協力を賜りまして、ありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

2015年に始まった子ども・子育て支援新制度も、4月で3年目となります。この間待機児童対策、保育士不足、保育所保育指針の改訂検討、他には企業主導型保育事業の本格実施など保育を取り巻く環境の変化は大きくなっています。家庭的保育にとって、何がどのように影響し、どういう問題が生じてくるのだろうか、と、気が抜けない状況が続いています。

内閣府「子ども・子育て会議」では、様々な団体の代表者によって意見が出されています。今後も引き続き「子どもの最善の利益」のために新制度の評価・点検がされていくと思います。私も家庭的保育の現状や課題を伝え、必要な要望を提示していきたいと思っています。

新制度の実施により家庭的保育における最も大きな問題の一つは連携施設の確保でした。未だ確保できない地域があり、これについては子ども・子育て会議で自治体の介在が不可欠だ

と発言しました。これに対し、保育課長から「いろいろなメニューを自治体に提示することによって、連携施設の確保を支援していきたい」と回答を頂きました。

家庭的保育者は、どんなことも毎日保育を続けながらなので大変だと思いますが、子どものため、保育の質の向上のために個人でできること、地域でできること、協議会でできることそれぞれ協力しあっていきましょう。

そして、低年齢児を対象とした私たち家庭的保育者にとって最も大切な「安全で安心な保育」を常に忘れずに、保育の環境整備を図りましょう。

子どもの健全な人間形成において家庭的保育もなくてはならない保育だと実質的に認められ広まっていくには、家庭的保育者一人ひとりの力によるところが大きいと思います。

いまインフルエンザ、感染症胃腸炎などが流行しています。しっかり予防に努め、大切な子どもたちはもちろん、保育者の皆さんも健康に充分お気を付けください。2017年も、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

- 1P はじめに 今年も「安全で安心な保育」を！
- 2P 国の動き 3 児童虐待防止対策協議会報告
- 3P SIDS ポスター変更に関するお知らせ
- 4~5P 家庭的保育者の現状 2016
- 6P 大津市「いっしょにあそぼ！」報告
- 7P 水戸市「会員交流会」報告
- 8P 地域インフォメーション①  
※札幌・山形・真岡・茅ヶ崎・横浜

- 9P 地域インフォメーション②  
※大和・横須賀・東京・長久手・熊本
- 10P はじめの一步⑥
- 11P 私の保育⑩
- 12P おすすめ絵本⑩
- 13~14P 事務局からのお知らせ  
※年会費振込/日本スポーツ振興センター災害共済給付  
説明会/新情報連絡会/ICT 情報/情報配信 その他

## 厚生労働省主催『第19回児童虐待防止対策協議会』への参加と今後の家庭的保育の対応について

NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会会長 鈴木道子

### ■家庭的保育に関する研究会での出会い

家庭的保育の法定化にあたり、日本子ども家庭総合研究所で行われたチーム研究「家庭的保育のあり方に関する研究」（主任研究者 小山修（現本協議会理事）が2006～2012年に渡り行われ、私もその研究メンバーの一人で、小山修先生や故庄司順一先生（青山学院大学教授）にお会いしました。

会議が終ると「家ではねー」と、お二人の先生がお子さんの近況や自慢話を始めます。先生方のお話をたびたびお聞きしているうちに、先生方が里親として、虐待を受けたりして、家庭で生活できないお子さんをご自宅で深い愛情を持って育てておられることを知り、お二人の先生に深い感銘と尊敬の念を抱くようになりました。そして、先生方は児童虐待を防止するための研究にも取り組んでおられることを知りました。

### ■第19回児童虐待防止対策協議会に参加してわかったこと

会議は児童虐待に関わりの深い厚生労働省、文部科学省、内閣府、法務局、警察庁、文化庁など6府省庁の関係機関と、今回より新しく加わった本協議会を含む56関係団体が一堂に会して行われました。

2年ぶりの開催とのことでしたが、各々の関係機関から防止対策の報告、また各団体から現在の取り組みとその成果が資料に基づき報告されました。

虐待に関する通告・情報提供の促進、関係団体間での連携強化等総合的な取り組みについて話し合われました。

心中以外の虐待死事例では、0歳児が最も多く、例年以上に高い割合を占めています。虐待の類型では身体的虐待が最も多いのですが、ネグレクトも高くなっています。そして児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう早期発見・通告・情報提供が重要であること、関係機関が協力・連携して対応することが必要であるという事を改めて確認致しました。

少し意見交換の時間もあつたので、家庭的保育では0歳児を保育する機会が多くあること、保護者に赤ちゃんとの関わりを丁寧に伝えていけば、虐待予防ができると考えている旨の発言をさせていただきました。

### ■児童虐待の防止のために

#### 家庭的保育にできること

#### 児童虐待通報電話 189いち早く

家庭的保育における児童虐待防止、早期発見のための取り組みとして、午睡のための衣類の着替えの時など、身体にあざやケガがないか気を付けてみることなどで、受託児の人権を尊重し、虐待防止のための措置を講じることができます。

本協議会の活動としては、今後は赤ちゃんとの関わり方が学べる講座や、児童虐待防止が学べる講座なども実施していくことが必要であると思います。

オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められており、オレンジ色は、子どもたちの明るい未来を表しているという事です。家庭的保育でできることから取り組んでいきましょう。

## 厚生労働省の SIDS に関する 普及啓発用ポスターが変更されました

NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会会長 鈴木道子

本協議会では睡眠中に死亡や重篤な事故が起きないように、厚生労働省が HP で提供している SIDS(乳幼児突然死症候群)に関する普及啓発ポスターを活用して、安全講習会や研修を行っています。そのためこのポスターを掲示している保育室も多いと思います。

昨年 11 月の SIDS 対策強化月間に、普及啓発ポスターの内容が変更されていますので、お知らせします。ポスターは下記でダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

### ■新旧ポスターの共通点と変更点

「あおむけに寝かせる」ということと窒息事故の予防もするという点は共通しており、これまでの対策と何ら変わっていません。むしろ、睡眠中に起こる病気や事故に、より広く注意喚起するタイトルになっています。

新ポスターでは「1歳になるまでは、寝かせるときはあおむけに寝かせましょう。」と書かれています。これについては、1歳を過

ぎたら、うつぶせ寝でも良いという解釈につながらないかと懸念されます。

あおむけとうつぶせ、どちら側からでも自分で寝返りができる年齢になっていても、睡眠中で微熱があるため寝返りができない、病気の前兆で寝返りをせず、そのまま寝ている状態もあります。

最近では、SUDI (Sudden Unexpected Death in Infancy 乳幼児の予期せぬ突然死) についての研究も進んでいて、1歳以上の子どもにも突然死は起こっています。

### ■事故を未然に防ぐための取り組み

睡眠中は、SIDS、窒息事故、病死、SUDI 等による死亡や重大事故が起こることを踏まえ、「健康観察チェック表」を活用し、タイマーなどを使って5分間隔で健康観察、呼吸確認を欠かさず行います。あおむけ寝を徹底し、いつもと違う状態に気づいた時は早めに医療機関につなげます。そして、もし異変を発見した場合は 119 番通報し、救急対応を行います。「健康観察チェック表」の活用で記録を取ることが大切です。

◆表 新旧ポスターの変更点

	(旧) ポスター	(新) ポスター
タイトル	SIDS から赤ちゃんを守りましょう	睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう
表面 (抜粋)	それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気です。原因は、まだわかっていません。生後2か月から6ヶ月に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。	睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群(SIDS)という病気のほか、窒息などによる事故があります。
	※うつぶせ寝は避ける	※1歳になるまでは、寝かせるときはあおむけに寝かせましょう
裏面 (抜粋)	うつぶせ寝が、あおむけ寝に比べてSIDSの発症率が高いという研究結果が出ています。医学上の理由で必要な時以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせるようにしましょう。また、赤ちゃんをなるべく一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐ事になります。	SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせた時の方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査から分かっています。医学上の理由でうつぶせ寝が勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

--	--	--

## 家庭的保育者の現状 2016年 <概要>

NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会

2016年11月現在の家庭的保育者の状況を把握することを目的として行った調査（有効回収数は151件・有効回収率33.3%）の概要を報告します。調査結果の詳細については別紙の結果報告をご覧ください。

**回答者の属性：**現在行っている保育は家庭的保育139件(92.1%)、小規模保育C型5件(3.3%)で、119件(78.8%)が認可事業者、23件(15.2%)は自治体からの委託を受けて保育を行っています。

### 保育の体制：

**定員**は5人が最も多く77件(51.0%)、次いで3人45件(29.8%)が多く、**保育開始年齢**は、0歳代が129件(85.4%)を占め、0歳6ヶ月(33.1%)、0歳2ヶ月(29.8%)、0歳3ヶ月(13.2%)の順、**保育終了年齢**は3歳が100件(66.2%)で最も多く、2歳24件(15.9%)と続きました。

**延長保育**は93件(61.6%)が行っており、終了時間は18時が最も多く28件(30.1%)、19時以降は21件(22.6%)でした。**土曜保育**については、「なし」の103件(68.2%)の方が多かったです。

**給食の実施状況**については、95件(62.9%)が自園調理を導入、弁当持参は41件(27.2%)、外部からの搬入は10件(6.6%)。認可事業者では、83件(70.3%)が自園調理を行っています。

**職員構成**については、複数の**家庭的保育補助者**を雇用している保育者が多く、4人(23.2%)、3人(19.2%)の順に多く、定員が3人以下の場合も95.3%は補助者を雇用しています。

**調理員**を雇用している保育室は81件で、自園調理を行っている家庭的保育者95件中の85.3%に該当しました。

**連携施設**については106件(70.2%)が確保できており、23件(15.2%)は一部について確保、確保できていないは19件(12.6%)でした。連携内容では、健康診査(60.9%)、園庭等の利用(58.9%)、代替保育(55.6%)、子どもとの交流(55.0%)などが多く、3歳児以降の受入について

は60件(39.7%)と低い状況でした。連携施設の確保についての**自治体の関与や協力**があったのは103件(68.2%)ですが、関与はなかったと回答した19件(12.6%)では、連携施設が確保できていない割合が他と比べて高かったです。

全体の約8割(78.8%)は**家庭的保育支援者や巡回指導員等による巡回**が行われています。回数は年間2回25.2%、3回20.2%が多く、年間12回18件(15.1%)、それ以上の回数もありました。

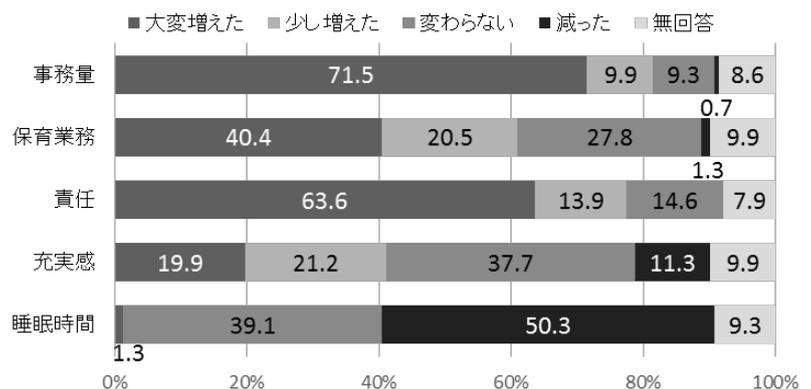
家庭的保育者が休暇を取る場合の**代替保育**や他の対応について、最も多い回答は「保育室を休みにする」76件(50.3%)、次に「研修受講済みの保育士が代替保育を行う」44件(29.1%)、「家庭的保育支援者が代替保育を行う」39件(25.8%)と続き、「連携施設での受け入れ」は17件(11.3%)と少なかったです。

**保険加入状況**についてはNPO法人家庭的保育全国連絡協議会団体専用保険への加入は140件(92.7%)、7.3%はその他の施設賠償責任保険に加入。また、日本スポーツ振興センターの災害共済給付への加入は95件であり、認可事業者の79.8%が加入しています。

### 2015年以降の変化について：

大変増えたのは**事務量**(71.5%)や**責任**(63.6%)で、その後には**保育業務**(40.4%)が続きました。減ったとする割合は**睡眠時間**が50.3%、**充実感**が11.3%でした。属性別に見ると、保育を始めた時期が早いほど**事務量**が大変増えたとする割合が高く、

図1 2015年以降の変化



認可事業者は自治体からの委託と比較して、事務量、保育業務、責任が増えた割合が顕著に高いという結果でした。

## まとめ：家庭的保育者の想いと今後の課題

### (1) 1人で行う保育からチームで行う保育へ

まず、事務作業や自園調理等の業務量が大幅に増えたことにより、家庭的保育者自身が疲弊していることがあげられます。そのことは、2015年以降の変化で、事務や保育に関する業務や責任が増えたと回答する一方で、充実感はそれに伴っていないことから推察することができます。

家庭的保育者は施設長から主任、事務、給食管理、用務などの業務を担いながら、保育にあたっています。しかし、今回の調査でも明らかになったように、家庭的保育は1人で行う保育ではなく、家庭的保育補助者や調理員等を雇用してチームで行う保育に転換してきています。運営者である家庭的保育者が責任者であることには変わりはないですが、何もかもを家庭的保育者が担うのではなく、すでに17%の家庭的保育者が行っているように、事務職の雇用を視野に入れることも必要かもしれません。その上で、家庭的保育者自身が子どもの保育にゆとりを持って関われる時間を確保できるようにすることが家庭的保育者の充実感を増すのではないかと考えられます。また、今後、家庭的保育者には職員を統率する運営者としてのスキルが求められると考えます。

### (2) 代替保育・連携施設の確保に自治体の理解と協力を

休暇の確保については、代替保育の仕組みが進んでいない状況も明らかになりました。保育者が休暇を取る際に保育室を休みにするという方法しかなければ、保育を利用する子どもや家庭のことを考え、家庭的保育者は休暇を取ることを諦めざるを得ません。このような状況は従来から家庭的保育の課題としてあげられてきたことです。

家庭的保育者が安心して休暇を取れる体制としては、日頃から子どもが交流する関係のある連携施設での代替保育ですが、連携施設との連携内容では代替保育が55.6%であるにもかかわらず、実際に利用できているのは11.3%でした。保育所の現状を考えれば難しさもあるでしょう。その場合、

既にいくつかの自治体で取り入れている、(日頃から勤務している)研修終了済みの家庭的保育補助者(保育士)が保育を行えることを認めていくことが必要なのではないかと考えます。どういう体制なら良いのか、家庭的保育者と自治体で話し合う機会を持つことが必要です。

連携施設が確保できていない家庭的保育者が1割強いました。個人事業主である家庭的保育者が保育所等に連携を依頼することの難しさは想像に難くありません。より一層の自治体の協力・関与が必要であると考えます。一方、自治体の関与のない中でも、地域に密着している家庭的保育者ならではの強みを発揮し、連携施設を確保できている家庭的保育者も多くいることは心強いことです。

### (3) 職員の雇用について

家庭的保育補助者や調理員の雇用についての悩みもあげられていました。まずは、家庭的保育補助者は研修修了が従事要件となっていますが、研修開催回数が少ないことから、保育士資格を持つ希望者がいるような場合でもすぐに採用できないことです。このことについては、研修機会がある時に必ず受講することを前提として、随時雇用が可能になるようにする必要があります。現在は、自治体による見解の違いがあります。

子育てのためにフルタイム勤務から離れている保育士や栄養士、調理員にとって、特に午前中から午睡前までの時間帯に雇用を必要としている家庭的保育は、働きやすい条件が揃っています。公的機関を活用するなど、家庭的保育者はこれまでの求人方法を少し広げてみることも必要ではないかと思えます。

### (4) 家庭的保育者同士の交流と連携を活かして

保育制度における家庭的保育の今後を危惧する声も多くありましたが、長年求めてきた「保育所と並ぶ選択肢の1つに」ということが実現されたのが今回の制度です。全国のさまざまな地域で、さまざまな保育経験や人生経験を活かしながら保育する家庭的保育者同士の交流と連携を通じて、家庭的保育の良さを享受できる子どもや家庭が増えるように、今後も質の高い安全な家庭的保育を目指し続けていきたいと思えます。

文責：尾木まり(理事)

## 大津市『いっしょにあそぼ!』開催報告

大津市家庭的保育者 大江由香

滋賀県大津市の『いっしょにあそぼ!』は10月29日(土)明日都浜大津 ふれあいプラザで開催されました。大津市の地域型保育室が、みんなで何かを一緒にやる初めてのイベントでした。日々の保育に追われながら、ブロック長

を中心に個々に用意して持ち寄って開催する形となりました。前日の保育を終えてから会場の用意を始めましたが、19室の保育室が力を合わせるとこんなすごいことができる実感できた体験でした。



事前申込みが11組23名、当日参加が12組24名で、ほとんどが0歳児、1歳児でした。出し物やコーナーも2歳児の設定で作っているものもあったため、赤ちゃんのコーナーや写真撮影ができるような工夫も必要であったと思います。待機児童も0歳児1歳児が多いのだと改めて感じることができました。小さいお子さんだったこともあのスペースにちょうど良い人数だったと思います。個別に保育者とお話ができ、近く

の保育室を紹介したり、お声かけすることもできました。大津市も南北東西に広いため、今回中心地での開催となりましたが、もっと広く周知できるように、地区ごとの開催も視野に、次への期待も持てました。

当日お手伝いいただいた行政の方、NPOの方々には、心より感謝申し上げます。これからも家庭的保育の発展、そして多くの方に知っていただくために頑張っていきたいと思います。





## 水戸市『会員交流会』報告

水戸市家庭的保育者 平野淑江

水戸市で初の会員交流会が、2016年11月5日(土)13:30~16:30、常磐大学同窓会館にて開催されました。参加人数は28名で、川崎・堺・大阪など各地からの会員が参加しました。また水戸市幼児教育課より、課長の鈴木様、家庭的保育担当の佐藤様、支援員の大場様にもご参加をいただきました。

講演会では、魔女おばさんこと有田道子氏のお話、笑いあり、涙あり、あつという間に終了時間になってしまいました。

交流会では、桃、黄、紫3つのグループに分かれて、情報・意見交換が交わされました。

### ■第1部 講演

#### 『魔女おばさんと呼ばれて、絵本と共に50年』

作家 有田道子氏

有田氏が魔女になった訳は、絵本を読み聞かせしていた頃、一人の男児が「おばさんの鼻は他の人とは違う。おばさんは魔女なんだね」という言葉を肯定してからだそうです。そこから「魔女たちのあさ」の絵本に出会い、ヨーロッパ各地やインドネシアなど魔女のことを知る旅に出たということでした。

「本が大好きになる魔法」のテキストを使いながら、茨城県内のみならず、各地で読み聞かせをしている実践の数々を、脳のはなしから、哲学まで、まるでほうきで自由自在に飛ぶかのような講演でした。

最後は友達をたくさん持ちましょう、ということ、ドイツのブロッケン、ベルギーのブルージュ、ピレネー山脈、インドネシアの魔女の人形、だるまさんを紹介してくださいました。そして、赤ちゃんから大人まで大好評の「だるまさんが」を読んで「さよなら」となりました。

### ■第2部 交流会

3つのグループに分けたことで、限られた時間の中で、活発な意見交換ができました。新制度のもとで、業務のICT化、効率化を求められており、パソコンが苦手な人は、対応が困難なことなど、未導入の自治体には、新しい問題提起となりました。また、全国的にも問題となっている、補助者雇用のことでは、実際に、ハローワークを利用して補助者の採用にこぎつけた保育者から、詳しいお話を聞くことができました。

保育の質を担保する意味からも、補助者の雇用は事業者としての責務であると、共感しあいました。

### ■第3部 親睦会

バス移動した別会場での、18:00からの親睦会は、さらに踏み込んだ話に、全国に仲間、同じ志を持つ保育者のいることを、改めて知ることができ有意義でした。

### ■水戸市『会員交流会』に参加して

大阪市家庭的保育者 織田志津子

初めての水戸に来て魔女おばさんに会いました。講師の有田先生の魔女っぷりに参加の皆さんもビックリ・ドッキリ！83歳という年齢にも関わらず、子どもに絵本の楽しさを伝え、想像する力を養うことに情熱を傾けておられる姿勢に感動を覚えました。保育者として絵本を上手に読んであげることも大事ですが、絵本の世界で子どもと一緒に遊べるようになりたいものです。交流会では他地域の皆さんとICT化などの意見交換ができ良かったです。情報を多方面から得ることは運営には不可欠で、これからも交流会の活動に期待しております。

## 各地の家庭的保育者 活動状況

## ◇札幌市『経営・食育の研修会』実施

家庭的保育者 濱口早苗

28年度は、会員のスキルアップを目的に「経営」と「食育」の研修会を企画しました。経営の研修では、分析の大切さや情報発信の仕方・考え方、職員との関わりなど、保育とは違う視点から学ぶことが出来ました。

2月の食育研修でも、経営研修同様自分たちが悩んでいることに重点を置き、ご指導頂く予定です。一昨年の「いっしょにあそぼ！」や研修会で、会員同士が情報を共有できる「仲間」となったことは、監査の時など特に心強く励みにもなっています。

## ◇山形市『2016 家庭的保育まつり』開催

家庭的保育者 松浦田鶴子

山形市家庭的保育者連絡会(会員 13名)は、10月7日(金)山形市総合福祉センター(ファアラ)で「2016 家庭的保育まつり」を開催しました。会員受託児の合同保育と家庭的保育の認知を広げる活動を目的とした取り組みです。

6月から会場下調べ、保険加入、出し物準備、コーナーブース設定、広報と準備を進めてきました。当日は、受託児童が52名、一般(受託外)が64名、合計116組の親子で広い体育館はいっぱいになりました。子どもさん100名分の「手作りお買い物バッグ」が、不足する程でした。

事前に、各保育園の支援センターや嘱託医にチラシを置いてもらったり、コミュニティー雑誌へのチラシ依頼・広告掲載などの広報努力が参加数に繋がったと思います。内容的には、年齢別に分けた「お菓子取りのかけっこ」「お店屋さんめぐり」と、親子が一緒になって手作りする「おもちゃやさん」「お面やさん」「ふうせんやさん」などを用意し、好評でした。ケガ人もなく無事終了し、日々の保育をまた頑張ろうとの思いを強くしました。翌日には早速数人の保護者が見学に来られ、来年度の入所希望に、保育ママを選んで下さった方もありました。

## ◇真岡市『補助要員資格研修』受講

家庭的保育者 高山久恵

真岡市の保育ママは現在6名で、ほとんどが60代です。45年前からの制度ですが「お母さん、ボランティアとして引き受けてください」といった対応で始まったものです。それ以降お子さんを0才から受託し看護師・教員といった保護者の仕事を支えてきました。

現在、栃木県の研修を受け、補助要員資格は取得しています。新制度になって、5年の移行期間を経過した後、どうなるのか、疑問を抱えながら保育しているのが現状です。

## ◇茅ヶ崎市『合同クリスマス会』開催

家庭的保育者 佐藤まき子

12月10日(土)柳島記念会館で、茅ヶ崎市家庭的保育者6名で合同クリスマス会を開催しました。茅ヶ崎市にはどんな家庭的保育室があるのか保護者の皆さんにも知ってもらいたいのと、また保護者の方たちの交流会も兼ねて毎年開いています。クリスマス会の中では「エビカニクス」というダンスを、子どもも大人もみんなと一緒に踊るのが恒例となっています。みんな一生懸命練習してくるので、本当に上手に踊ってくれます。また今年は、参加者全員で約2mの大きな紙のクリスマスツリーを作りました。会場のいろんな所に貼ってある果物シールを宝探しのよう探し、それをみんな笑顔でツリーに飾りました。

普段なかなか会うことのできない他の保育室との交流は、保護者の皆さんも楽しかったと喜んで下さいます。今後も合同クリスマス会は、続けていきたいと思っています。

## ◇横浜市『よこはま保育のつどい』開催

家庭的保育者 田代悦子

第33回よこはま保育のつどいが、9月19日(祝)に、横浜開港記念会館において開催されました。参加人数は約400名で、川崎や東京、山形など、遠方からの家庭的保育者の参

加もありました。〈Happy 子育て Enjoy 保育 わたしが笑うと子どもも笑う つながり合おう笑顔の輪〉をテーマに認可保育園、横浜保育室、無認可保育園、家庭的保育事業の保育士が協力し、保護者と一緒に作りあげました。

今回も、どの分科会も盛況でした。絵本作家の長谷川義史さんの講演は面白く、会場は笑いに包まれました。家庭的保育事業の実践発表では、家庭的保育のことが良くわかり、楽しく聞けたと大変好評でした。

また 29 年度も、保育のつどいの仲間として頑張りたいです。ぜひ次回も、横浜に足を運んで頂けると嬉しいです。

### ◇大和市『家庭的保育制度』新設

家庭的保育者 佐藤しのぶ

神奈川県大和市では、昨年 10 月から家庭的保育事業が新設されました。家庭的保育者は、まだ私一人ですが、受託児も順調に入室しています。いまは、一緒に研修を受けた保育士・保育補助者と共に、お子さん 4 名を保育しています。これからも現任研修などを受講し、日々の保育に活かしていきたいと思っています。

### ◇横須賀市『キャリア加算』受給

家庭的保育者 山下恵子

第 9 回総会・セミナーの時にキャリア加算について情報を頂き、横須賀市と話し合いました。その結果、1 年分のキャリア加算を支給して頂くことになりました。お知らせ致します。

### ◇東京都『家庭的保育者研修会』参加

町田市家庭的保育者 松岡かよ子

11 月 23 日（祝）、東京都と東京都家庭的保育者連絡会共催の第 13 回研修会が、都民ホールで開催されました。参加者は 242 名で、家庭的保育者以外にも補助者の方の参加が多く、家庭的保育が、補助者の方に支えられている事を感じる研修となりました。

一部では、東京都の富山課長から、国制度、都制度についての考え方や、昨年からはまった保育士等キャリアアップ補助、保育サービス推進事業、保育力強化事業などについてお話を伺いました。

二部は、松家まきこ先生による、小さな保育室でも可能な「パネルシアター」や「ふれあいタオルあそび」の楽しい実演でした。資料としてすぐに使えるミニボートや、簡単に作れる絵人形などが配布されたので、保育室でもすぐに子ども達に演じることができ保育の幅が広がりました。

### ◇長久手市『夏まつり』開催

家庭的保育者 岡本奈美子

長久手市文化の家で、8 月に夏まつりを開催しました。市の広報にも掲載してもらい、60 名の在室・卒室児が集まりました。

子どもたちや保護者の方にはパネルシアターやレクチャーしながらのダンスを楽しんでもらいました。魚釣りの屋台も作りましたが、親子で一緒に遊べると、とても好評でした。

これからも楽しんでもらえるイベントを企画したいと思います。

### ◇熊本県『震災体験から思うこと』

菊池郡家庭的保育者 窪田絹代

熊本地震の時は、皆様から義援金や励ましのメール・お手紙を頂き、本当にありがとうございました。お蔭様で受託児・保護者・保育者に人的被害はなく、何とか保育を続けております。

震災直後は、濁った水が出て水道が使えなかったり、近所のスーパーが品不足で遠くまで買い物に行ったりと、いろいろ不便なこともありました。避難所生活や車中泊のため 1 か月近く休んだ職員もおります。現在は通常通りの保育ですが、震災に遭い何時何が起こるか判らないとの思いを強くしております。非常袋など常備されていると思いますが、いま一度点検・準備されることをお勧めしたいと思います。



## マイナンバーの管理について

従業員のマイナンバーを取得して、税務署への提出書類や社会保険関係の届出書への記載が始まりました。マイナンバーは、取得、保管、利用、廃棄を適正に行うことが求められていますので、管理のあり方を考える必要があります。

### 1,厳格な管理の必要性

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」マイナンバー法では、従業員及び家族のマイナンバーを取得する事業所に対し従来の個人情報保護法よりも厳しい取り決めや罰則があります。マイナンバーは、完全に個人が特定できる特定個人情報になりますので、ていねいに取り扱いなければなりません。

### 2,保管および利用

書類での保管は、所在の管理が容易というメリットがありますが、紛失や盗難、火災等で消失してしまう恐れがあります。マイナンバーが記載された書類は、鍵のかかる保管庫キャビネット、金庫に入れて施錠をし、責任者以外は勝手に見たりできないようにします。利用時は、利用目的を再度確認し、安易にコピーやメモを取らず原本以外残さない事です。

パソコンで管理する場合は、起動パスワードを設定し、ウイルス対策ソフトを、最新版に更新するなど細心の対策を行います。マイナンバーを扱うパソコンは、ネットワークに接続せず、専用のUSBメモリーに保存し、ネットワークを介した情報流出のリスクに対する危機感を持つようにします。

### 3,法定保存期間

行政関連書類は、一定期間保存しなければなりません。社会保険労務士や税理士に管理を委託した場合は、個人情報の安全管理が図られるように、事業主は必要かつ適切な監督を行いません。

所属する年の翌年から7年間

給与所得の扶養控除等申告書

配偶者特別控除申告書 源泉徴収票

### 4,廃棄

保存期間を経過した書類は、シュレッダーなどで番号がわからないように、破棄しなければなりません。パソコン等データが記録された機器は、復元不可能な方法で廃棄するか、専門業者に依頼します。確実に廃棄したことを確認するため、証明書を受け取りましょう。削除、廃棄状況を記載した記録は必ず残します。

マイナンバーは、規定された利用範囲を超えて利用することができず、むやみに提供することもできません。今まで以上に従業員の重要な情報を扱うことになります。各機関にマイナンバーが記載された書類を提出する時にも、肌身離さず、多額の現金を持参しているという意識で行動することが大切です。特定個人情報の取り扱いには十分な配慮が求められますので、万全の管理体制を整えておきましょう。

(和田朝美)



ひとりひとりを大切に 心豊かに 安心して過ごせる場所を！

大阪府堺市 家庭的保育者 山本はるみ

### // 保育を始めた原点

私が保育を再開したのは、公立保育所を出産後退職し、子育ても、息子が社会人になり、娘の学生生活も終わりに近づいた2002年でした。もう一度何か仕事を・・・と思った時『やっぱり子どもに関わる仕事がしたい』と考え、認可外保育所にパートで勤めました。抱っこをするに注意されたり、離乳食が一品だけという状況が、そこにはありました。

ベビーシッターを経験すると相手は『お客様』であり、本当に子どもが望んでいることを親御さんに伝えられず、悶々とした思いで過ごしました。

そんな中一番大切な時期の「0・1・2歳」の子どもたちのための保育園を立ち上げたいと思ったのが、原点です。

こうした思いを抱きながら、新設の民間保育園に2年間勤めたことは0・1歳児の保育経験を更に重ね、保育士の在り方や、人間関係を学ぶ、とてもいい機会にもなりました。

### // COCO 保育園を開設

私の夢を形に、自宅をリフォームし2005年3月『はじめの一步 BabyNursery COCO 保育園』を開園しました。55歳の時です。

『ひとりひとり(個々)をたいせつに、こころ豊かに、安心して過ごせる場所はここ』から『COCO』と名付けました。定員6名の小さな認可外保育園でしたが、私の思いを受け止め、手伝ってくれた保育士さんたち、保護者の方にも「こんな保育園を待っていた！」と言って頂きました。ボランティア同然で赤字続きでしたが、本当に楽しく、やりがいがいっぱいで、今の基礎を築いた時期でした。

### // 家庭的保育事業が発足

2007年家庭的保育事業が発足し、堺市認定定員5名の『家庭保育室 COCO』として新たに出発しました。口コミで常に定員も埋まり地域に根付いた保育室を続けてきました。

堺市の家庭的保育事業は65歳が定年で、COCO10周年の2015年3月で閉園予定でしたが、2015年4月子ども・子育て支援新制度の導入で、国の基準に『定年』は書かれておらず、堺市の勧めで続けることになりました。

### // 保育は子どもの笑顔を大切に

日常の保育ですが、堺市では保育士資格があり研修を受け『家庭的保育者』として登録・認定された補助者は『代替保育者』と認められているので、保育現場を安心して任せることが出来ます。

給食は自園調理で、安心して添加物のないものやいろいろな食材を豊富に使い、家庭的な献立を多く手作りしています。保護者の方にも喜んでもらい、何より子どもたちの「おいし〜！」の笑顔が、私の一番の喜びです。

夏のつどいやクリスマス会、お別れ遠足など、行事を通して少人数の保育室だからできる、丁寧な保育を心掛けています。

保護者間の横の輪や、卒園、在園の縦のつながりも大切にしています。

開園当初からの4人の保育者に支えられ、夫(パパ先生)の理解と協力もあり、チームワーク良く、日々保育しています。

COCO という器の中で、これからも子どもたちを見守り、ひとりひとりの可能性を引き出す関わりの保育を継承し、さらにみんなで作りあげていきたいと思っています。



**年会費振り込みのお願い**

平成 29 年度の会費（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の振り込みをお願いします。

特に「団体保険」に加入されている方は、平成 29 年 2 月 28 日（火）までに忘れずに振り込みを完了させて下さい。

振り込む時は必ず**会員番号**を入れ、**個人名**で行って下さい。（保育室名での振り込みは、確認が難しいのでご注意下さい。）

☆☆ **振り込み先** ☆☆

みずほ銀行 鶴ヶ峰支店 普通預金 1087639

口座名 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会 （略称カナ：カホキョウ）

**NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会専用「団体保険」加入・更新について**

- 同封の「団体保険」加入・更新のご案内（ピンクの用紙）を必ずお読み下さい！
- 更新の方の保険書類は、保険会社より 2 月中旬に届きます。
- 直ぐに内容を確認し、手続きを始めて下さい。
- 最終締め切りは、3 月 10 日（金）です。4 月から安心して保育が始められるよう、早めに手続き
- を行って下さい。

（保険・会計担当 福島泰子）

**■日本スポーツ振興センター「災害共済給付」説明会のお知らせ**

保育中に災害が発生した場合どのようなケースで災害共済給付の対象となるのか、具体的な請求事務の方法と、3 歳未満児に多い事故と予防について伺います。

現任研修の終了後の時間になりますが、皆様のご参加をお待ちしております。

日 時：平成 29 年 2 月 5 日（日）午後 12 時 45 分～13 時 30 分（受付 12 時 35 分から）

場 所：スクエア荏原 大会議室 品川区荏原 4-5-28

参加費： 無料 \*お申し込みの必要はありません。当日直接ご来場ください。

（担当 松岡かよ子）

**■新情報連絡会報告**

第 19 回を 9 月 4 日（日）に中小企業会館にて、41 名が参加し開催しました。地域型保育事業の合同分科会だった島根合研の報告を中心に話し合いました。障害児保育加算や 3 歳児の受け入れなどについても意見交換しています。第 20 回は 11 月 13 日（日）に大田区産業プラザ pio にて、23 名が参加し開催しました。会員交流会、いっしょにあそぼ！の実施報告と認可後の課題、ICT の導入等に関して各地域から意見が出されました。課題に対しどのような対応策が見いだされるか、今後も意見交換をしたいと思います。話し合いたいテーマを募集しています。FAX045-489-6115 へお願いします。

（担当 松尾サワ子・市瀬多鶴子）

## ■ICT について

ICT は「Information and Communication Technology」の略語で情報通信技術と訳されています。推進の概要としては、保育士の業務軽減を図るため負担となっている書類業務の ICT 化推進のため保育システム(指導計画やシフト表等)の購入費用(最高 100 万円)や事故防止・事故後の検証のためのカメラ設置に必要な費用(最高 10 万円)が補助金として支給されます。実施主体は、市区町村です。関西の家庭的保育事業者のうち、何カ所かで ICT 化を始めており、予算も 100 万円まで支給されるとのこと。本格的導入は 29 年度からで、タブレット端末を補助者にも購入し、受託児の健康管理、安全管理、保育計画や給食など、日々の保育に活用できるよう検討しているとのこと。

## ■ニュースレターへの要望について

前回のニュースレターに同封した会員アンケート(結果は会員宛に別紙にて同封しています)では、ニュースレターについていろいろなご意見・ご要望を頂きました。ニュースレターに掲載を希望する内容としてあげられたものを多い順にご紹介しますと①安全対策等保育実践の参考事例では、公園児童館以外の散歩先・ふれ合い遊び・人気の給食おやつ・自園調理のメニュー・お楽しみ会内容などです。②経理・補助者雇用・処遇改善等経営面では、他の保育者の具体的な経理処理方法や補助者の雇用方法などでした。③各自治体の制度内容・相違では、保育支援者や公費、条例の内容に関するものでした。④国・行政の最新情報では、保育についての国の決定事項や地域による格差などでした。今後共、皆さんの知りたいことに重点を置き、編集していきたいと思えます。

(担当 高槻由美子)

## ■会員専用 メール情報配信のご案内

☆会員の皆様に情報配信したメール (28 年 10 月～12 月)

- ・10 月 8 日 会員交流会 (名古屋市) のお知らせ
- ・10 月 31 日 会員交流会 (水戸市) のお知らせ
- ・11 月 12 日 第 20 回新情報連絡会開催のお知らせ
- ・11 月 21 日 会員アンケート協力をお願い

☆登録はこちらから

- ①パソコンメールアドレス ②携帯メールアドレス ③会員番号 ④お名前  
⑤自治体名 をメールで送信してください。

※ご不明な点は [info@familyhoiku.org](mailto:info@familyhoiku.org) までお問い合わせください。

(担当 佐藤幹子・松岡かよ子)



**編集後記** ☆会員アンケートからは、日々の保育を大切に、新制度への対応に努力する皆さんの現状が伝わりました。子どもたちの笑顔は支えですが、睡眠時間の減少と疲労が心配です。行政の手厚い支援が待たれます。☆地域でのイベント開催は、情報共有と仲間意識が芽生え、とても心強いとの感想を頂きました☆水戸市では、

有田先生から「自由に生きる」ことの楽しさを教えて頂きました。温かい出会いがいまもほのぼの思い出されます☆今年も『またあそびにいきます』と平仮名で書かれた賀状が届きました。幸せな仕事だと思います☆26 号の発行にご協力頂きありがとうございます！どうぞ情報やご意見をお寄せ下さい。(高槻由美子)